2023年2月13日

逗子文化プラザ市民交流センター通達20230213

館長　手塚明美

逗子文化プラザ市民交流センター「協力」依頼について

逗子文化プラザ市民交流センターでは，団体等が主催する各種の事業等が，市民交流センターの推進する施策と関連し，協力すべきと認められる場合には，主催者からの依頼に基づき，逗子文化プラザ市民交流センター「協力」事業として、会議室等の先行予約を許可しています。また，個人に対する「協力」は行っておりません。

なお，事業等の内容によっては，協力依頼できないことがありますので，あらかじめ御了承ください。

**1．事前相談について**

協力名義の使用を希望される場合は，以下の内容を御確認のうえ，逗子文化プラザ市民交流センターに御連絡ください。依頼書等については事前相談を受けた後，お渡しいたします。

特に新規の相談につきましては，まず下記[1]～[3]の要件等を確認いただき，いずれの要件も満たしているようでしたら，時間に余裕を持って事業の企画又は概要を御相談ください。

**2．手続きの流れについて**

【[協力]依頼に必要な要件】

[1]事業等が原則市民交流センター施設内で開催されるもの

[2]事業内容が市民の自主的・主体的・公益的な活動（学習活動を含む）の推進を目的として実施するもの

[3]依頼する団体は、逗子文化プラザ市民交流センターの情報登録団体であること

　但し、商用利用団体の場合はその限りではない。

なお、[1]～[3]を満たしている場合でも，企画書や事業概要等を確認させていただいた結果，ご希望に添えない場合もあります。

【流れ】

（1）上記の要件を満たしている場合は、逗子文化プラザ市民交流センターへ事前相談をしてください。(企画概要、予算、スケジュールなどをご持参ください。)

↓

（2）企画内容を確認し，逗子文化プラザ市民交流センターから「協力」依頼が可能かについて連絡し、依頼書をお渡しします。

　注）実施日との関係でお急ぎの場合は、施設の仮予約ができます。

↓

（3）依頼書を逗子文化プラザ市民交流センターへ提出してください。

　注）（2）の手続きで、仮予約をした場合、10日以内の入金が必要となりますので、（3）の手続きは、（2）から10日以内とし、利用料を入金してください。

↓

（4）逗子文化プラザ市民交流センターより回答（通知書）します。

**3．申請受付期間等**

「協力」を希望する日(事業等の実施日)の３か月前までに依頼書に不備がない状態で提出されることが必要です。逗子文化プラザ市民交流センターでは，通知書受領前の「協力」の使用は認めません。「協力」を、チラシ・ホームページ等へ記載する場合は、

【協力：逗子文化プラザ市民交流センター】

と記載してください。（予定），（申請中）の表記は認めません。

なお，十分な調整期間の確保が困難な場合や，依頼に関わる書類の内容に不備がある場合は，依頼をお断りすることがあります。

**4．適用の開始**

本通達は2019年12月1日より適用開始とする。

本通達は2023年2月13日に改定し、適用を開始する。